

高压ガス規制審査指針

(内容：令和7年4月 1日現在)

平成30年4月 1日制定

平成31年4月 1日改訂

令和 4年4月 1日改訂

令和 5年4月 1日改訂

令和 6年4月 1日改訂

令和 7年4月 1日改訂

千葉市消防局

目 次

- 1 目的
- 2 用語
- 3 標準処理期間
- 4 千葉市消防関係手数料条例関係の運用について
- 5 高圧ガス充填届書について
- 6 不許可等について
- 7 高圧ガス製造事業所に係る保安検査の実施及び
手続き等の要領
- 8 各種手引き
- 9 保安基準
- 10 Q&A

- 11 事故措置要領
- 12 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈
について（内規）
- 13 高圧ガス保安審査表
- 14 軽微通達
- 15 指導課運用

1 目的

この指針は、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号)、容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号)、冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)、液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)、一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)及び国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)、千葉市高圧ガス保安法施行細則(平成 30 年千葉市規則第 25 号)に定める高圧ガスの規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 3 号)、「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 4 号)、「冷凍保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 6 号)及び「容器保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 2019 0606 保局第 7 号)を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「高圧ガスの安全規制の解説」(高圧ガス保安協会)
- 2 「高圧ガス取締法逐条解説」(高圧ガス保安協会)
- 3 「高圧ガスハンドブック」(日本産業・医療ガス協会)
- 4 「高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説」(高圧ガス保安協会)

2 用語

この指針に用いる用語は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）、千葉市高圧ガス保安法施行細則（平成30年千葉市規則第25号）において使用する用語の例による。

3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日 条例第1号) 第1条に定める休日の日数。
- (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数。
- (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
第一種製造許可	20日間	変更許可を含む	容器検査	10日間	再検査を含む
第一種貯蔵許可	10日間	変更許可を含む	附属品検査	10日間	再検査を含む
完成検査	10日間		特別充填許可	10日間	
輸入検査	10日間		容器検査所登録	10日間	更新を含む
保安検査	35日間		充填ガス種類・圧力変更	10日間	

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。

県と市をまたぐ導管についての処理期間は倍の日数とする。

4 千葉市消防関係手数料条例関係の運用について

(1) 千葉市消防関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日 規則第26号）第2条第2号中「特に必要があると認められるもの」とは、常用的、恒常的又は反復するものは含まないものとする。

【千葉市消防関係手数料条例施行規則 抜粋】

第2条 条例第5条の規定により手数料を減額し、又は免除することができるものは、手数料を徴収する事務に係る事業が次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大規模な火災、風水害その他の災害による災害復旧のために行われるもの
- (2) その他公益上特に必要があると認められるもの

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の4第1項に規定する充てん設備の増設に係る、高圧ガス保安法第14条第1項の規定による許可申請手数料については、当該申請による審査が液石法に基づき許可証等によってその事実関係を確認することのみであることから、充てん設備の処理容積に変動はないものとして扱い、また、申請者が既に設置している高圧ガス施設の形態（定置式・移動式）によらないことから、3,200円とする（手数料条例別表中、手数料を納付すべき者の欄23、区分「高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用し高圧ガスの製造をするもの-その他の場合」を適用。）